

【ここまでの議論のまとめ】

- ・なぜ公的年金が必要か？ なぜ個人の貯蓄では不十分か？
- ・市場の失敗の議論から、以下の3つの説明が考えられる。
 - 1 温情主義(貯蓄不足は取り返しがつかない)
 - 2 モラルハザード(生活保護を当てにして貯蓄しない)
 - 3 逆選択(私的年金市場が成立しない)終身年金(生存している限り給付が受けられる。老後の生活資金に適している)は、長く生きられると思う人ほど加入したがる。保険会社が期待寿命を識別して細かく保険料を設定できない場合、長く生きられないと思う人は保険料を高く感じ、加入しなくなる。
- ・これらの理由は、老後のための強制貯蓄を正当化している。
- ・公的年金は強制貯蓄を実現するひとつの手段であるが、唯一の手段ではない。私的年金への強制加入によっても強制貯蓄を実現できる(この方式への移行は運用民営化と呼ばれる)。

社会保障政策・第6回

1

- ・私的年金への強制加入ではできないことを公的年金はしているのか？
- ・私的年金は(完全)積立方式である必要があるが、公的年金は世代間の所得再分配をおこなうことができる。
- ・年金の代表的な財政方式に(完全)積立方式と賦課方式がある。
 - (完全)積立方式: 保険料拠出をすべて積み立てて、運用益とともに年金給付に充てる。
 - 賦課方式: 現役世代の保険料拠出を同時点の退職者の年金給付にする。

【モデルの設定】

小塩・第6章に準拠

世代共存モデル

人口成長率を n , 1人当たり賃金成長率を g とすると, 次世代の総賃金の成長率は

$$1 + \gamma = (1 + n)(1 + g) \text{ となる。}$$

消費者の2期間の予算式は,

$$c_1 = w - (s + p) \quad p: \text{年金保険料}$$

$$c_2 = (1 + r)s + a \quad a: \text{年金給付}$$

【積立方式】

$$a = (1 + r)p$$

【賦課方式】

$$a = (1 + \gamma)p$$

・公的年金の世代間所得移転は, 巨額におよぶ。

厚生年金の給付債務(1999年度末, 国庫負担割合1/2)

過去期間に対応する給付債務	720兆円
積立金	170兆円
国庫負担	130兆円
将来の保険料引き上げ(6.3%分)	420兆円
将来期間に対応する給付債務	1,420兆円
国庫負担	270兆円
将来の保険料引き上げ(0.8%分)	50兆円
保険料(17.35%分)	1,110兆円

・今後の保険料引き上げの8割強は過去の積立不足に向けられる。

・将来の保険料を引き下げるとすれば, 将来期間にかかる給付を引き下げざるを得ない。

- ・2004年の年金改革で、財政方式が永久均衡方式から有限均衡方式に変更された。

永久均衡方式 無限の将来までの給付と負担を均衡させる

有限均衡方式 95年先までの給付と負担を均衡させる(95年先に一定の積立金を保有する)

年金の給付債務(2009年度末)

(兆円)

	厚生年金	国民年金
過去期間に係る給付債務	830	120
積立金	140	10
国庫負担	190	60
将来の保険料	500	50
将来期間に係る給付債務	830	100
国庫負担	140	50
将来の保険料	690	50

年金の仕組み

1階部分 基礎年金

2階部分 被用者年金

3階部分 企業年金(厚生年金基金, 適格退職年金等)

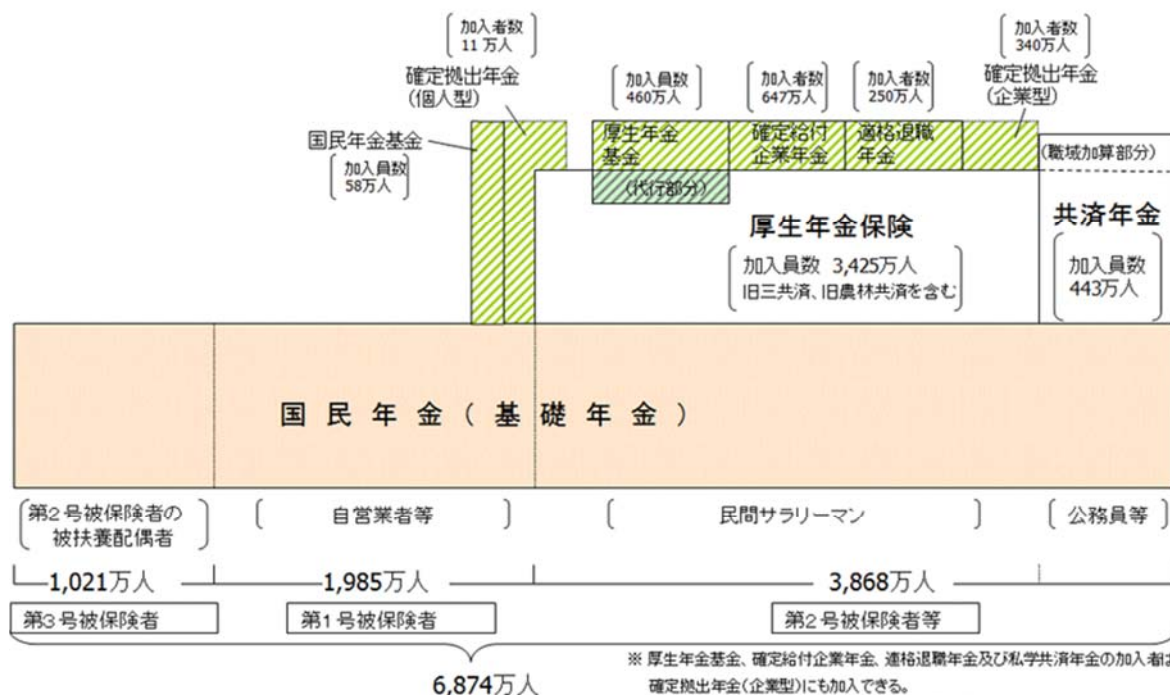
被保険者(国民皆年金)

第1号 自営業者等(国民年金)

第2号 民間サラリーマン・公務員等(厚生年金・共済組合)

第3号 第2号被保険者の被扶養配偶者(国民年金)

(数値は、平成22年3月末)



※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
 ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のこと(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

(資料)厚生労働省ホームページ

- ・年金はいくらもらえるか？ (国民年金・厚生年金, 2004年改正制度)
- ・支給開始年齢は65歳。25年以上加入が支給要件
- ・給付
 - 老齢基礎年金:

$$\text{満額}(780,900\text{円}/\text{年}) \times \text{保険料納付期間} / 40\text{年} \times \text{物価スライド率}$$
 - 老齢厚生年金:

$$\text{平均標準報酬額} \times \text{給付乗率}(5.481/1000) \times \text{加入期間} \times \text{物価スライド率}$$
- ・加入期間(強制加入)
 - 国民年金: 20～59歳。厚生年金: 20～69歳。
- ・保険料
 - 国民年金: 月額13,300円(全額免除, 半額免除あり)。2005年4月より毎年280円上げ, 2017年度で16,900円。
 - 厚生年金: 月給・ボーナスの13.58%(労使折半)。2004年10月から毎年0.354%上げ, 2017年度で18.3%。

- ・厚生年金の歴史
- ・1942年 労働者年金保険制度の創設(44年に厚生年金保険へ改称)
平準保険料 6.4%
- ・1948年改正 保険料率を9.4%から3%に引き下げ
- ・1954年改正(新厚生年金制度)
養老年金を定額部分と報酬比例部分の2階建て
支給開始年齢を55歳から60歳に段階的に引き上げ
将来の保険料率を段階的に引き上げ(段階保険料)

平準保険料:積立方式のもとで,積立期間で保険料を一定にするよう設定。

段階保険料:積立方式のもとで,積立期間で保険料を段階的に引き上げる(初期には積立金不足)

- ・1973年改正(福祉元年)
給付水準は直近の男子月収の60%
物価スライド,賃金スライドの導入
保険料7.6%,最終保険料19.6%
- ・1985年改正
基礎年金の導入(65歳支給開始)
給付乗率を10/1000から7.5/1000に引き下げ(加入期間の長期化に対応)
保険料12.4%,最終保険料28.9%
- ・1990年改正
保険料14.3%,最終保険料31.5%
- ・1994年改正
定額部分の支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げ
賃金スライドを可処分所得スライドへ
保険料16.5%(96年に17.35%),最終保険料29.8%

・2000年改正

報酬比例部分の支給開始年齢を65歳へ段階的引き上げ
給付乗率を7.5/100から7.125/1000に引き下げ
既裁定者の賃金スライドを停止
保険料据え置き, 最終保険料25.4% (総報酬ベースで19.8%)

・2004年改正

基礎年金給付の国庫負担割合を2009年度までに段階的に1/2へ引き上げ

2004年度 年金課税の適正化

2005, 6年度 定率減税の縮減・廃止

2007年度 消費税を含む抜本的税制改革 (先送りになる)

マクロ経済スライドを導入

1人当たり賃金伸び率－スライド調整率

スライド調整率＝被保険者数の減少率＋0.3%

(2025年度までは平均年0.9%程度)

最終保険料18.3% (総報酬ベース)

・修正積立方式

段階的に保険料を上げていき, やがて積立方式に回帰する方法。2004年改革まで, 厚生労働省はこの方式で運営していると説明していた。

・2004年改革で賦課方式 (95年後に若干の積立金をもつ) に転換した。

年金を賦課方式で運営すべきか？

・積立方式は資産運用のリスクを受ける。賦課方式により世代間でのリスク分散が図れると, 厚生が改善することがある

・特定の世代が不遇な状況にあったとき, 他の世代からの所得再分配が正当化される可能性はある。しかし, 日本の現状はそれに合致するか？

【賦課方式から積立方式への移行】

- ・ 移行過程では、二重の負担が作り出される。(ある世代は賦課方式のもとでの年上の世代への拠出に加え、積立方式として自分の給付のための拠出をおこなわなければならない。
- ・ 二重の負担を平準化すると、賦課方式に近づいていく。
- ・ 賦課方式では二重の負担が存在しないわけではない。見えにくく隠れているだけである。

【参考文献】

『平成21年財政検証結果レポート』

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/report2009/mokuji.html>

『厚生年金・国民年金数理レポート』, 法研, 2000年

八田達夫・小口登良, 『年金改革論』, 日本経済新聞社